

福祉生活病院常任委員会資料

(令和3年6月15日)

【 件 名 】

- 1 原子爆弾被爆者への健康診断案内文書の誤送付の発生と対応等について
(西部総合事務所米子保健所)・・・2

福 祉 保 健 部

原子爆弾被爆者への健康診断案内文書の誤送付の発生と対応等について

令和3年6月15日
西部総合事務所米子保健所

原子爆弾被爆者（以下、「被爆者」という）の方へ送る健康診断の案内文書を、同姓の別の被爆者の方の住所へ誤って送付していたことが判明しましたので、その概要と対応について報告します。

1 事案の概要

(1) 発生日・事実判明日

令和3年5月27日（木）・令和3年6月1日（火）

(2) 経緯

- ・被爆者援護法第7条に規定された健康診断について、年2回（春季・秋季）、被爆者に案内文書を送付している。
- ・令和元年9月、A氏の書類の送付先変更があり、被爆者援護システムデータベース（以下、「DB」という。）の備考欄に送付先情報を登録した。
- ・案内文書を送付するため、DBを参照して送付者リストを作成したが、その際、A氏の送付先住所を修正すべきところを誤って同姓のB氏の住所を変更してしまった。
- ・5月27日、該当者に案内文書を発送。
- ・5月31日、A氏へ送付した文書（変更前の住所へ送付）が宛先不明で当所に返送されたため、DBを確認し、変更後の送付先住所へ案内文書を再送付した。
- ・6月1日、A氏から「同じ文書が届いた」との連絡があり、事案が発覚した。（A氏のところには既にB氏あてに送付した文書が届いており、その後再送した文書がA氏に届いたもの）

(3) 誤送付した個人情報

氏名 1名分（A氏のところにはB氏あての案内文書が届いたもの）

※送付文書は健康診断の案内であり、封筒の宛名以外の個人情報の記載はなし

(4) 原因

送付者リストの住所変更をする際の修正誤り

(5) 当所の対応

- ・A氏宅を訪問し謝罪、誤送付した文書を回収、B氏については電話で経緯を説明・謝罪し、正しい住所に案内文書を郵送した。
- ・住所と送付先が異なる方、他2名について、送付者リストに同様の誤りがないことを確認した。

2 再発防止策

被爆者援護にかかる業務手順について確認したところ、情報変更時のDBやリストの修正・更新、書類送付時の送付先リスト作成の事務手続きにおいて、ダブルチェックの徹底ができていなかった。（業務適正化の取組が適切に実施できていなかった。）

これを踏まえ、以下のとおり予防策を徹底する。

- ・個人情報を更新時には、修正が正しく反映されているかどうか別の職員とダブルチェックをすること。
 - ・ダブルチェックDB等の活用により、確認事項を記録に残すこと。
 - ・個人情報の取扱に関し、対策強化期間を設け定期的な職員への啓発等を実施すること。
 - ・個人情報流出防止等の研修に毎年参加し、職員全員への伝達研修を行うこと。
- また、個人情報をデータベースで一元管理するよう業務の見直しを行う。